

別表

補助対象		補助率又は補助金額	補助対象者	採 択 要 件
事業	経 費			
露地園芸物価高騰緊急対策事業	<p>農業用資材の価格高騰などにより影響を受ける露地園芸生産者への経営体質の強化支援や露地野菜の中核をなす加工・業務用だいこん、ほうれんそう生産者への負担軽減により、露地園芸産地の持続的な発展を図るため、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費</p> <p>1 露地園芸経営体質強化支援事業 経営規模の拡大や園地整備に必要な機械導入に係る経費</p>	2分の1以内	農業者、営農集団等	<p>1 露地園芸経営体質強化支援事業</p> <p>① 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫事業の活用が困難な機械導入であること</li> <li>規模拡大又は園地整備による生産コスト低減効果が得られる機械導入であること</li> </ul> <p>② 補助対象者</p> <p>○農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域計画の農業を担う者に位置付けられている者又は位置付けられることが見込まれる者であること</li> </ul> <p>○営農集団</p> <p>次の要件を備えた農業者の組織とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の定めがあること</li> <li>組織の規約及び管理運営の定めがあること</li> <li>地域計画の農業を担う者に位置付けられている者又は位置付けられることが見込まれる者が含まれていること</li> <li>構成員が3戸以上であること</li> </ul>
	<p>2 加工・業務用野菜作付支援事業 加工・業務用だいこん、ほうれんそうの生産費 事業対象経費は、令和7年3月10日以降に実施したものに限る。</p>	定額 (上限額：だいこん15千円/10a、ほうれんそう10千円/10a)	加工事業者、集荷業者等	<p>2 加工・業務用野菜作付支援事業</p> <p>① 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各支援対象者の契約拡大面積が10a以上かつ契約面積拡大率が10%以上であること</li> </ul> <p>② 補助対象者</p> <p>○加工事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産者から、加工・業務用だいこん又はほうれんそうを仕入れ、加工する事業者</li> </ul> <p>○集荷業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約生産者から、加工・業務用だいこん又はほうれんそうを集荷し、加工事業者に出荷する者</li> </ul> <p>③ 支援対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工・業務用だいこん、ほうれんそうを生産する契約生産者</li> <li>自社農場を所有する加工事業者又は集荷業者</li> </ul>
	<p>宮崎県農業協同組合等が、補助対象者の( )に定める事業主体に対し、次に定める事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>2 加工・業務用野菜作付支援事業 加工・業務用だいこん、ほうれんそうの生産費 事業対象経費は、令和7年3月10日以降に実施したものに限る。</p>	10分の10以内 (間接補助事業に係る補助対象経費のだいこん15千円/10a、ほうれんそう10千円/10aを上限とする)	宮崎県農業協同組合、加工事業者、集荷業者等(農業者)	